

# 入札説明書

件名：ふるまち庁舎デジタル複合機賃貸借

令和6年10月  
新潟市総務部総務課

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）、新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。）、本調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名及び数量

ふるまち庁舎デジタル複合機賃貸借 24台

### (2) 履行の内容等

仕様書のとおり

### (3) 履行場所

新潟市中央区古町通7番町1010番地

### (4) 履行期間

令和7年1月1日から令和11年12月31日まで（60か月間）

なお、本調達は地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約とする。

### (5) 入札方法

3か月分の金額で入札に付する。

入札者は、カラープリント及び白黒プリントそれぞれについて1枚（片面）当たりの単価（小数第2位までとする。）を見積もった上で、各単価に仕様書に記載の使用予定枚数を乗じて合算した金額を入札書に記載し、併せて、見積もった単価を内訳として記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があっても、その端数金額を切り捨てないものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 本市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 新潟市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 「プライバシーマークの認定」又は「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認定」を受けている者であること。

- (5) 保守対象機器に関し、本市の求めに応じて、迅速な保守作業の体制が整備されていることを証明できる者であること。

### 3 問い合わせ先

郵便番号：951-8550

所在地：新潟市中央区学校町通1番町602番地1

担当部局：新潟市総務部総務課

電話：025-226-2409（直通）

FAX：025-228-5500

電子メール：somu@city.niigata.lg.jp

### 4 競争入札参加申請等

- (1) 入札参加者は、一般競争入札参加申請書（別記様式第1号）に秘密保持誓約書（別記様式第2号）、供給機器に関する体制調書（別記様式第3号）及び機能証明書（機器等明細一覧）（別記様式第4号）を添えて、令和6年11月6日（水）午後5時までに第3項の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）にて提出しなければならない。

なお、持参する場合の受付時間は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。

また、提出された書類に関し説明を求められた場合は、随時それに応じなければならない。

- (2) 競争入札参加申請後に入札参加を辞退するときは、その旨を書面で届け出ること。
- (3) 競争入札参加資格確認結果については、本項第1号により提出された書類に基づく審査の上入札参加資格の有無を決定し、令和6年11月15日（金）までに一般競争入札参加資格確認結果通知書を発送する。

### 5 入札保証金

規則第10条第2号により、入札保証金は免除する。

### 6 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時、場所

令和6年11月26日（火）午前10時30分

新潟市役所本館2階 契約課入札室

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

- (2) 郵送による入札書等の提出期間及び提出先

令和6年11月18日（月）から同年11月25日（月）午後5時までに必着で第3項の場所へ提出すること（書留郵便に限る）。

- (3) 入札参加者又はその代理人は、別添の仕様書、契約書（案）及び規則を熟知の上、入札をしなければならない。

また、仕様書等について疑義がある場合は、質疑書（別記様式第5号）を令和6年10月17日（木）から同年10月30日（水）午後5時までに第3項の場所へ電子メール又はFAXにより提出すること。

- (4) 入札参加者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (5) 入札室には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては入札室に入室することができない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札担当職員に第4項第3号の規定により入札参加資格有と通知された一般競争入札参加資格確認結果通知書（写し可）、並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状（別記様式第7号）を提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、入札の際次の各号に掲げる事項を記載した入札書（別記様式第6号）を提出しなければならない。
  - ア 入札参加者の住所、会社（商店）名、氏名及びその押印（外国人にあつては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

ただし、代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、会社（商店）名、氏名、受任者名（代理人の氏名）及びその押印
  - イ 入札金額
  - ウ 履行場所
  - エ 品名（件名）及び数量
  - オ 品質・規格詳細に記載すること。又は「仕様書のとおり」という記載でも構わない。
- (10) 入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。
- (11) 郵送により入札する場合は、入札書は封書とし、その封皮に入札の日付、品名、入札参加者の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）を記載すること。

また、入札書を入れた封筒を二重封筒とし、外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きの上、本項第7号で示す一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封し、書留郵便で郵送すること。

加入電信、電報、電話、電子メール等その他の方法による入札は認めない。
- (12) 入札書等及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること。鉛筆及び消せるボールペンの使用は認めない。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、入札書等の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部

分について押印すること。ただし、入札金額の訂正は認めない。

- (14) 入札参加者又はその代理人は、提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (15) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (16) 談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、入札を中止し、又は延期し若しくは抽選により入札者を決定するなどの場合がある。
- (17) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (18) 開札した場合において、有効とする入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、本項第1号の入札及び開札の日時以降に再度の入札を行う。再度入札の方法については、別途指示する。また、第7項各号に該当する無効入札をした者は、再度入札に加わることができない。
- (19) 再度入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規程により、再度入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。

## 7 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札
- (2) 入札書等の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- (3) 入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
- (7) 入札公告等において示した入札書の提出期限までに到着しなかった入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- (9) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (10) 本項第4号又は第5号に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

## 8 落札者の決定

- (1) 有効な入札書等を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった者から請求があったときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由、並びに当該請求を行った者の入札が無効とされた場合においては無効とされた理由を、速やかに当該請求を行った者に書面により通知するものとする。

## 10 契約の停止等

本調達に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## 11 契約保証金

金額は、規則第33条の規定により契約金額（契約単価に履行期間全体の使用予定枚数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額をいう。）を1年間当たりの額に換算した額の100分の10以上の額とし、現金、銀行が振り出し、若しくは支払い保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をもって充てることとする。ただし、規則第34条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 12 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して10日以内の間に当該契約を締結しなければならない。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延期することができる。
- (2) 契約にあつては、入札書のうちカラー、白黒それぞれの単価欄に記載された価額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があつても、その端数金額を切り捨てないものとする。）による複数単価契約とする（別添、契約書（案）参照）。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 落札者は、落札金額に対応する項目（機器等）毎の内訳明細書を作成し、速やかに本市に提出すること。

## 13 支払いの条件

本契約に係る代金は、本市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

## 14 契約条項

別添「契約書（案）」による。

## 15 競争入札参加資格審査申請

第4項第1号で規定する一般競争入札参加申請時に、第2項第1号で示す名簿に登載されておらず、本入札に参加を希望する者は、「政府調達（WTO）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請書」を令和6年10月29日（火）までに次の申請先へ提出しなければならない。申請書類は、新潟市財務部契約課ホームページから取得することができるほか、新潟市財務部契約課で交付する。

この場合、入札参加者は、本申請書類の一部である「政府調達（WTO）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請受付確認票」の写しを第4項第1号で規定する提出書類に含め、一般競争入札参加申請を行うこととする。

申請（問い合わせ）先 郵便番号951-8550  
新潟市中央区学校町通1番町602番地1  
新潟市財務部契約課物品契約係  
電話：025-226-2213（直通）  
[http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku\\_top](http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top)

## 16 その他

- (1) 入札書の到着確認、入札参加者数及び入札参加者名の問い合わせには一切応じない。
- (2) 本調達は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約を変更又は解除することがある。

# ふるまち庁舎 デジタル複合機の賃貸借契約に関する仕様書

## 1 賃貸借物件

デジタルフルカラー複合機及びデジタルモノクロ複合機（以下、まとめて「複合機」という。）

## 2 設置場所及び台数

新潟市役所ふるまち庁舎 3階～6階、24台

## 3 賃貸借期間

令和7年1月1日から令和11年12月31日まで（5年）

※この契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約となるため、契約を締結した翌年度以降、予算の減額により契約の変更又は解除を行う可能性がある。

## 4 契約形態

複合機の賃貸借料は、コピー及びプリント1枚（片面）当たりの単価によるものとし、賃貸借に伴う下記7の作業を実施するための費用及び部品・消耗品（コピー用紙を除く）等の物品費用については受注者の負担とする。

## 5 受注者の要件

受注者の要件は、「プライバシーマークの認定」又は「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認定」を受けている者であり、保守対象機器に関し、本市の求めに応じて、迅速な保守作業の体制が整備されていることを証明できる事業者とする。

## 6 要求する複合機の本体仕様等

受注者は、次の（1）から（8）までの仕様を満たし、かつ賃貸借期間を通して保守可能な未使用の複合機を納入すること。なお、台数は「7（2）各階の機器構成」を参照。

### （1）基本仕様・コピー機能

	フルカラー	モノクロ
① 複写方式	デジタル方式	
② カラー対応	フルカラー	—
③ 解像度	読み取り、書き込みともに 600×600dpi 以上	
④ 階調	256 階調以上	
⑤ 最大原稿サイズ	A3	
⑥ 複写サイズ	A3、A4、B4、B5 が可能であること	
⑦ 連続複写速度 (A4 ヨコ片面)	毎分 70 枚以上	

⑧ ウォームアップタイム 及びリカバリータイム	30 秒以下
⑨ ファーストコピータイム	5 秒以下
⑩ 複写倍率	
i) 固定倍率	次の 7 種類が設定できること (誤差±1%以下) 71%、82%、87%、100%、115%、122%、141%
ii) 任意倍率	25%~400%を 1%単位で設定できること
⑪ 給紙方式	本体トレイ 3 段以上、手差しトレイ 合計給紙量 2,800 枚以上 (坪量 65g/m <sup>2</sup> 紙)
⑫ 連続複写枚数	999 枚以上
⑬ コピー機能	自動用紙選択、両面コピー、割込みコピー、予約 コピー、集約コピー (N アップ)、ソート、スタ ック (グループ) が可能であること
⑭ 電源	AC100V、20A 以下、50/60Hz、2 電源以内
⑮ 機械占有寸法	機械本体にフィニッシャー等を全て装着した状態 で幅 1,900mm×奥行 900mm 以下

## (2) 原稿送り装置

① 原稿送り装置の種類	自動両面原稿送り装置 ※1 パス両面読み取りが可能であること
② 原稿サイズ	A3、A4、B4、B5 が可能であること
③ 原稿積載可能枚数	200 枚以上 (坪量 65g/m <sup>2</sup> 紙)
④ 原稿読み取り速度	「(1) ⑦連続複写速度」と同等以上
⑤ その他	サイズ混載機能を有すること

## (3) フィニッシャー

① 用紙サイズ	A3、A4、B4、B5 が可能であること
② トレイ容量	A4 ヨコで 1,500 枚以上
③ ステープル	
i) 最大ステープル枚数	50 枚以上 (坪量 65g/m <sup>2</sup> 紙)
ii) 用紙サイズ	A3、A4、B4、B5 が可能であること
iii) ステープル位置	1 か所 (手前、奥)、2 か所が可能であること
④パンチ	
i) 用紙サイズ	A3、A4、B4、B5 が可能であること
ii) パンチ数	2 穴が可能であること
⑤ 中綴じ	
i) 用紙サイズ	A3、A4、B4、B5 が可能であること
ii) 最大可能枚数	20 枚以上 (坪量 65g/m <sup>2</sup> 紙)
⑥ 電源	本体から供給すること

(4) プリンター機能

① 連続プリント速度	「(1) ⑦連続複写速度」と同等以上
② 解像度	600×600dpi 以上
③ ページ記述言語	内蔵
④ 対応プロトコル	TCP/IP ※TCP/IP 以外の通信プロトコルに対応している場合は、それらを全て無効化できること
⑤ 対応 OS	Windows 10、Windows 11
⑥ 内蔵フォント	有していること
⑦ インターフェース	Ethernet 1000BASE-T / 100BASE-TX / 10BASE-T ※無線 LAN 機能を有している場合は、無線 LAN を無効化できること
⑧ LAN ポート数	1 ポート ※ただし、「7 (2) 各階の機器構成」に示す一部の複合機については 2 ポート用意し、2 つの異なるネットワークに常時接続して両方のネットワークから「(8) ①ユーザー認証」の方法による認証プリントが可能なこと (プリントサーバー不可)、かつ、その 2 つのネットワーク同士の通信は一切できないこと
⑨ 納付書印刷	納付書の OCR 印字が可能なこと (納付書の見本は別紙を参照) ・印字字体：JIS OCR-B フォント サイズ I ・印字字色、印刷濃度：黒色、PCS 値 0.6 以上 ・文字間隔：1 インチ 10 文字 ・行間隔： ①1 インチ当たり 6 行 (上下段の間隔は 1 行あき) ②1 インチ当たり 8 行 (上下段の間隔は 2 行あき) ③用紙サイズは A4 (手差し用トレイ使用)
⑩ 外字印刷	印刷する端末上の外字を、複合機の内蔵フォントを使用して又はイメージとして印刷できること
⑪ プリンタードライバー	Standard TCP/IP Port を使用し、INF ファイルを指定してインストールできるインストーラーが提供されていること ※利用職員の PC (1,000 台程度) へのインストール作業は受注者が行うこと (「7 (3) ドライバーのインストール」を参照)

(5) スキャナー機能

① 形式	フルカラースキャナー
② 最大原稿サイズ	「(1) ⑤最大原稿サイズ」と同等以上
③ 読み取り解像度	600×600dpi、400×400dpi、300×300dpi、200×200dpi が可能であること
④ 読み取り速度	「(2) ④原稿読み取り速度」と同等以上
⑤ インターフェース	Ethernet 1000BASE-T / 100BASE-TX / 10BASE-T ※無線 LAN 機能を有している場合は、無線 LAN を無効化できること
⑥ 対応プロトコル	TCP/IP (SMB、FTP、SMTP) ※SMB の送信先として、フォルダー名にスペース及び日本語文字が含まれる 4 階層目までのフォルダーを指定可能であること
⑦ 出力フォーマット	PDF、TIFF が可能であること
⑧ その他	職員が使用している端末に新規にアプリケーションソフト等のインストールを要しないこと

(6) ファクシミリ (FAX) 機能

① FAX 台数・回線数	「7 (2) 各階の機器構成」のとおり
② 走査線密度	精細：8×7.7 本/mm 普通：8×3.85 本/mm
③ 伝送速度	G3：14.4kbps、スーパーG3：33.6 kbps
④ 符号化方式	MH、MR、MMR、JBIG
⑤ 通信モード	G3
⑥ 最大送信原稿サイズ	A3
⑦ 記録紙サイズ	A3、B4、A4、B5、A5 が可能であること
⑧ 電送時間	約 3 秒
⑨ ペーパーレス FAX (メール転送)	受信した FAX をプリントせず、電子メールに添付して送信すること ※送信先は、FAX 回線ごとに新潟市が指定するメールアドレスとする (1 回線について宛先が複数になる場合もある) ※ネットワーク回線の不具合等によりメール転送できない場合は、受信した FAX をプリントできること

(7) 環境基準

① グリーン購入法適合	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(通称：グリーン購入法)に基づく判断基準
-------------	---

	及び配慮事項を満たしていること
② 国際エネルギースタープログラム適合	「国際エネルギースタープログラム」の基準に適合していること
③ エコマーク商品	「エコマーク」の基準に適合していること

(8) その他の機能

① ユーザー認証	
i) 認証手段	ICカード ※カードリーダー等の認証装置を備えること
ii) ICカードの規格	MIFARE
iii) ICカードの発行	不要 ※各職員が入退室用に所持している IC カードを複合機の認証に使用する
iv) 機能の利用制限	コピー及びプリント機能について、認証されたユーザーのみが利用できるように設定できること
v) ユーザー登録数	概ね 999 以上
vi) ユーザー登録作業	複合機へのユーザー情報や IC カード情報の登録は、ユーザー個人等が簡単に設定できること
vii) ユーザー登録情報の同期	ユーザー登録情報は本契約で導入する全ての複合機で自動同期されること
② オンデマンドプリント	プリント指示を行った複合機以外の本契約で導入する他の複合機からも、IC カード認証によりプリントできること
③ 利用状況の集計	ユーザーごとの利用状況を月ごとに集計できること
④ ステープル針の供給	賃貸借開始時にステープル針を 160,000 針供給し、以後 1 年を経過するごとに 160,000 針供給すること（通算 5 回）
⑤ リモート保守	
i) 保守内容	リモートで消耗品の使用状況、故障等の機器異常、使用枚数等の情報を確認し、消耗品の自動配送及び機器異常時の迅速な対応を行うこと
ii) 通信手段	通信には LGWAN (LGWAN-ASP サービスを利用する場合に限る) 又は受注者が用意する通信回線を使用すること ※通信に係る費用は受注者の負担とする
iii) セキュリティ	コピー、プリント、スキャンの内容及びユーザー情報などの新潟市の内部情報を送信しないこと

⑥ サーバー等の設置	本仕様書に記載の要件を満たすために必要な場合は、受注者の負担によりサーバー等を設置することができる
------------	---

## 7 賃貸借に伴う業務等

受注者は、賃貸借に伴い発生する以下の業務について、新潟市と十分な打合せによる承認を得たうえで作業を行い、作業完了時に必ず新潟市へ報告すること。

### (1) 設置

搬入日時、搬入手順・方法などについて作業計画を作成し、新潟市の承認を得たうえで複合機の搬入、設置、設定、調整、テストを行うこと。

なお、全複合機について賃貸借開始までに上記作業を完了し、賃貸借開始日から新潟市の職員が使用できるようにすること。

### (2) 各階の機器構成

各階に設置する複合機は次のとおりとする。

階数	フルカラー複合機			モノクロ複合機		
		FAX	LAN		FAX	LAN
3階	フルカラー①	3回線	2ポート	モノクロ①	—	2ポート
	—	—	—	モノクロ②	—	2ポート
	—	—	—	モノクロ③	—	2ポート
	—	—	—	モノクロ④	—	2ポート
4階	フルカラー②	3回線	1ポート	モノクロ⑤	3回線	1ポート
	フルカラー③	2回線	1ポート	モノクロ⑥	—	1ポート
	—	—	—	モノクロ⑦	—	1ポート
	—	—	—	モノクロ⑧	—	1ポート
	—	—	—	モノクロ⑨	—	1ポート
5階	フルカラー④	3回線	1ポート	モノクロ⑩	—	1ポート
	フルカラー⑤	3回線	1ポート	モノクロ⑪	—	1ポート
	フルカラー⑥	2回線	1ポート	モノクロ⑫	—	1ポート
	—	—	—	モノクロ⑬	—	1ポート
6階	フルカラー⑦	2回線	1ポート	モノクロ⑭	—	1ポート
	フルカラー⑧	1回線	1ポート	モノクロ⑮	—	1ポート
	—	—	—	モノクロ⑯	—	1ポート
計	8台	19回線		16台	3回線	

### (3) ドライバーのインストール

利用職員のPCにプリンタードライバーのインストールを実施すること。

その際、infファイルから一括でインストールが可能な新潟市のシステムを利用するこ

とができる（利用手順書は、作業実施時に貸与する）。

一括インストールができない場合は、当該システムにより各 PC に対して遠隔操作を行い、1 台ずつインストール作業を実施する必要がある。

#### （４）ネットワーク設定

新潟市の庁内ネットワークへの接続により、新潟市文書管理システム及び庁内ファイルサーバーと連携してネットワークスキャナー機能を使用するため、次の作業を行うこと。

##### ア 附属品の取り付け

庁内ネットワーク接続に必要な付属品を取り付ける。なお、庁内ネットワーク接続に係る費用には、複合機の LAN ポートを境界とした新潟市内部の費用（LAN 敷設工事、サーバー類の設置・設定等に係る費用）は含まない。

##### イ 調整及び設定

（ア）新潟市が指定する IP アドレスを複合機に設定する。

（イ）新潟市が設置している文書管理システム連携用サーバー及びファイルサーバーに対してワンタッチ等で所属を指定してスキャンデータを送信できるように設定する。

文書管理システムへのスキャンデータの送信プロトコルは原則して **SMB** を使用することとし、所属ごとの送信先情報は新潟市から受注者に別途通知する。

ファイルサーバーへのスキャンデータの送信プロトコルは **FTP** を使用することとし、所属ごとの送信先情報は新潟市から受注者に別途通知する。

（ウ）複合機の移設による IP アドレスの変更や組織変更等によるスキャンデータの送信先の変更があったときは、別途費用を伴うことなく設定変更を行う。

なお、毎年 4 月に定期的な組織変更が行われるため、毎年 4 月には設定変更作業が必ず発生する。そのほか、年度途中で随時組織変更が行われることもある。

#### （４）賃貸借開始時

##### ア 保守体制図等の提出

次の資料を契約締結後 10 日以内に新潟市へ提出すること。

（ア）障害発生時の連絡先、保守体制を明記した保守体制図

（イ）責任者及び作業従事者を明確にした作業従事者名簿

##### イ ソフトウェア等の提供

プリンタードライバー等、必要なソフトウェアについて、ダウンロード用 URL の提示又はデータを格納した記憶媒体により新潟市に提供すること。

##### ウ 職員研修

複合機導入当初、一定の期間内において職員へ操作テキスト（受注者作成）を用いた操作研修を行うこと。

導入後においても、新潟市職員の操作誤りが原因とみられる故障をたびたび繰り返すことがあるときは、適宜、職員を対象に操作説明を行うこと。

##### エ マニュアル等の整備

職員が容易に複合機を使いこなせるよう、コピー・プリント・スキャン機能に関する新潟市向け操作マニュアル等を 10～20 ページ程度で作成し提出すること。

## (5) 保守点検及び修理

### ア 定期点検

複合機の障害を未然に防ぐため、消耗品管理及び保守対応について、通信回線を利用したりリモート保守による定期点検を実施すること。

### イ 部品・消耗品等の保管

複合機の使用に必要な部品及びトナー、ステープル等の消耗品（コピー用紙を除く）等について、複合機の設置場所の近くに常に適正在庫を保管し、受注者の責任において月 1 回以上在庫を確認のうえ、円滑に配給するとともに使用済みの部品及び消耗品等を回収すること。

また、新潟市が回収を依頼した際も上記と同様に対応すること。

### ウ 連絡先の表示

修理及び消耗品発注等依頼の連絡先を、複合機の分かりやすい箇所に常に表示しておくこと。

### エ 修理依頼の対応

複合機に障害が発生し、正常な状態で稼働しなくなった旨の連絡を受けたときは、90 分以内に修理に着手すること。また、着手後は速やかに正常な状態に回復させること。

また、複合機の修理・点検時に必要な部品及び消耗品等は、受注者の管理の下に保管し、その必要が発生した場合に 90 分以内に搬入できるよう備えること。

### オ 障害対応

特定の複合機が頻繁に故障を繰り返す場合又は同時に複数台の複合機に故障が発生した場合に、その修理・点検等のため、3 日以上連続して複合機を正常使用できない状態が続くときは、賃貸借期間の途中であっても、速やかに同一機種の新規の複合機と交換し、正常に稼働させること。

## (6) 使用枚数の集計・報告及び賃貸借料の算出・請求

### ア 使用枚数の集計・報告

毎月 5 開庁日目までに、前月の初日から末日までの使用枚数を集計した Microsoft Excel 形式のデータを新潟市に提出すること。

集計単位は原則としてユーザーごとかつ複合機ごととする。ただし、これが困難な場合は、別途協議のうえ集計方法を決定すること。

データの様式及び提出方法は別途協議のうえ決定する。

### イ 賃貸借料の算出

賃貸借料は、1 か月の使用枚数から次の枚数を控除した枚数に請求単価を乗じて得た額とする。

(ア) テスト枚数（受注者が複合機の保守作業で使用した枚数）

(イ) 不良出力枚数（受注者の責に帰すべき原因で生じた不良出力の枚数）

※不良出力枚数を正確に算出できない場合は、1 か月の使用枚数から（ア）を控除した後の枚数の 1%に相当する枚数を不良出力枚数とする（小数点以下切上げ）。

### ウ 請求

全複合機分の賃貸借料を合算した金額を新潟市が毎月指示する方法で按分し、按分額ごとに単独の請求書を作成すること。なお、按分数は2を基本とする。

(7) 運用支援・報告

ア 運用支援

複合機の円滑な運用を支援すること。また、文書の電子化促進や事務の効率化に係る提案やその実施など、新潟市の電子自治体の推進に積極的に協力すること。

イ 運用報告

年1回以上、複合機の使用状況や故障状況等をまとめた報告書類を新潟市に提出し、レビューを受けること。

(8) 設置場所の変更

新潟市の組織変更又は庁舎利用形態の変更等により、賃貸借期間の途中で複合機の設置場所を変更することがある。

新潟市から設置場所変更の依頼があった場合は、日程、手順等を調整のうえ移設作業を行うこと。なお、移設に係る費用の額及び負担方法は別途協議のうえ決定する。

(9) 賃貸借終了時

ア 撤去

賃貸借終了後は、搬出日時、搬出手順・方法などについて作業計画を作成し、新潟市の承認を得たうえで撤去作業を行うこと。

なお、撤去に係る費用は受注者が負担すること。

イ データ消去

複合機内部の記憶装置については、アにおける搬出の前に新潟市職員が物理的に破壊し、又はデータ消去ソフトウェアにより復元が困難な状態にする措置を講じることとする。ただし、新潟市職員が同措置を講じることが困難な場合は、受注者が搬出後速やかに同措置を実施したうえで、複合機のデータ及び設定情報を消去したことを証明する書類を作成し、搬出後10日以内に新潟市に提出すること。

なお、データ消去を受注者が行う場合の費用は受注者が負担すること。

8 枚数

(1) 使用予定枚数

1か月の使用予定枚数は次のとおりとする。

<使用予定枚数(1か月)>

カラープリント	白黒プリント
183,000枚	577,000枚

※組織変更等により、使用枚数に変動が発生する場合がある。

※白黒プリントは、フルカラー複合機からのプリント分を含む。

## (2) 最低保証枚数

1 か月の使用枚数（テスト枚数及び不良出力枚数を控除した枚数）が次の最低保証枚数を下回った場合、その月の賃貸借料は、7（6）イの規定にかかわらず、最低保証枚数に請求単価を乗じて得た額とする。

<最低保証枚数（1 か月）>

カラープリント	白黒プリント
91,500 枚	288,500 枚

## 9 その他特記事項

### (1) 法令の遵守等

- ア 業務の履行に当たり、日本国の法令並びに新潟市の条例及び規則を遵守すること。
- イ 新潟市の最重要情報を取り扱う責任を自覚し、情報セキュリティの三原則（機密性・完全性・可用性）を十分に理解すること。
- ウ 別記1「情報セキュリティに関する要求事項」を遵守し、新潟市の情報資産を適正に取り扱うこと。また、新潟市の庁舎外で作業を行う場合は、新潟市情報セキュリティポリシーと同水準以上の水準を確保すること。
- エ 別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱うこと。また、業務の履行により知り得た個人情報を他に漏らさないこと。

### (2) 新潟市庁舎内での作業における留意事項

- ア 作業内容は、あらかじめ新潟市が承認しているものであること。未承認の作業が必要となった場合は、必ず新潟市の承認を得てから行うこと。
- イ 作業は、受注者があらかじめ新潟市に提出する「作業従事者名簿」又は必要に応じて作業の実施ごとに作成する「作業員名簿」に記載された者でなければすることができないこと。
- ウ 公共の場であることを弁え、言動や身だしなみに注意し、節度を守ること。
- エ 施設利用条件は、あらかじめ新潟市に確認し、その指示に従うこと。
- オ 作業の際は、受注者の社名入りネームプレートを着用すること。

【納入欄】

新潟市指定金融機関・指定代理金融機関・新幹代理金融機関  
型およびお振込の専用口座で振込をお願いします。

振込先 - 各区分所・各口座 - 各区分所の窓口  
納入欄について、詳しくは担当課までお問い合わせください。



新潟市役所

〒951-8500

新潟市中央区学級町1-1番町105号東1

TEL 025-228-0100(代)

E-MAIL [ncsp-1@www.city.niigata.lg.jp](mailto:ncsp-1@www.city.niigata.lg.jp)

Pay-ee(ペイジー)での振込に注意

This account is for... (English text regarding the account type and payment instructions)

注意: この納入欄は... (Japanese text regarding the account type and payment instructions)

この納入欄は... (Additional Japanese text regarding the account type and payment instructions)

【注 意】

この納入欄は... (Important note regarding the account type and payment instructions)

子(馬)くん

Form fields for recipient name and address, including fields for name (姓), name (名), and address (住所).

Form fields for bank and account information, including fields for bank name (銀行), branch (支店), and account number (口座番号).

Form fields for payment amount and date, including fields for amount (金額) and date (日付).

Form fields for recipient name and address, including fields for name (姓), name (名), and address (住所).

Form fields for bank and account information, including fields for bank name (銀行), branch (支店), and account number (口座番号).

Form fields for payment amount and date, including fields for amount (金額) and date (日付).

Form fields for recipient name and address, including fields for name (姓), name (名), and address (住所).

Form fields for bank and account information, including fields for bank name (銀行), branch (支店), and account number (口座番号).

Form fields for payment amount and date, including fields for amount (金額) and date (日付).

# 貸借契約書

新潟市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、ふるまち庁舎デジタル複合機（以下「機器」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

- 1 件名及び数量 ふるまち庁舎デジタル複合機（数量は別表のとおり）
- 2 履行期間 令和7年1月1日 から 令和11年12月31日まで
- 3 設置場所 別表のとおり
- 4 契約金額 賃貸借料金及び消耗品代（用紙を除く）

契約単価（税抜） （コピー、プリント1枚（片面）につき）	最低保証枚数 （1月につき）
カラー 金〇〇. 〇〇円（一律）	xxx,xxx 枚
モノクロ 金〇〇. 〇〇円（一律）	xxx,xxx 枚

ただし、請求金額は、使用月の末日時点における消費税法及び地方税法上の適用税率に基づいて計算した額を、消費税及び地方消費税額として別途加算した額とする。

- 5 契約保証金 金 \_\_\_\_\_ 円 納付  
又は 免除  
又は 〇〇〇〇の保証
- 6 特約条項 別紙のとおり
- 7 その他 仕様書のとおり

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1  
新潟市  
代表者 新潟市長 中原 八一 印

乙

(別表)

設置場所及び機種・台数

設置場所		機種・台数	
庁舎	階数	フルカラー	モノクロ
新潟市役所ふるまち庁舎 (新潟市中央区古町通7番町1010番地)	3階	1	4
	4階	2	5
	5階	3	4
	6階	2	3
	合計	8	16

## 賃貸借契約条項

## (基本合意)

- 第1条 甲及び乙は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令及び新潟市の条例・規則等を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、甲に対し、機器をこの契約の定めにより賃貸し、甲はこれを借り受ける。
  - 3 機器の納入、撤去その他この契約を履行するために必要な一切の手段については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
  - 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
  - 5 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
  - 6 この契約条項に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
  - 7 この契約と他の契約（甲及び乙間の合意を指し、その名称を問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。
  - 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
  - 9 この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
  - 10 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
  - 11 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによるものとする。
  - 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - 13 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

## (契約の保証)

- 第2条 乙は、この契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証
  - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項各号の金員は、契約金額（契約単価に履行期間全体の使用予定枚数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額をいう。以下同じ。）を1年間当たりの額に換算した額の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
  - 4 第1項の規定にかかわらず、この契約が新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第34条第3号、第4号、第6号又は第7号のいずれかに該当するときは、第1項各号に掲げる保証を付すことを免除する。
  - 5 甲は、乙がこの契約の履行をしたときは、速やかに、第1項の規定により納付を受けた契約保証金又

は同項の規定により寄託を受けた有価証券等若しくは金融機関等の保証書を乙に返還しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(公租公課)

第4条 機器に係る公租公課は、乙の負担とする。

(下請負の禁止)

第5条 乙は、第三者に対し、業務の全部又は一部を請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。

2 乙は、前項ただし書に基づき業務を請け負わせる（以下「下請負する」という。）ときは、下請負人の名称及び下請負する業務の内容を書面により甲に通知するものとする。

3 乙は、第1項ただし書に基づき下請負する場合は、下請負人をしてこの契約に定める乙の義務と同等の義務を遵守させるものとし、下請負人が当該義務に違反したときは、下請負人による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を乙が負うものとする。

(一般的損害)

第6条 この契約の履行に伴い生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第7条 この契約の履行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙は甲に速やかに報告するものとし、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定、又はその他の事項について第三者との間に紛争が生じた場合は、甲乙協力してその処理、解決に当たるものとする。

(検査及び引渡し)

第8条 乙は、履行期間の始期までに甲の指定した場所に機器を設置し、甲が使用できる状態に調整（以下、設置及び使用できる状態に調整することを総称して「納入」という。）した後、甲に対して通知する。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、当該通知のあった後、甲の指定する期限までに乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。

3 甲は、納入された機器が前項の検査（第5項の検査をしたときは、同項の検査。以下、これらを「検査」という。）に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。

4 甲は、検査に不合格となった機器について、期間を定め、機器の修補、代替機器又は不足分の機器の納入、あるいは代金の減額を乙に求めることができる。この場合においては、第16条の規定を準用する。

5 乙は、前項の機器の修補、代替機器又は不足分の機器の納入をしたときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。この場合における検査は、第2項の定めるところによるものとし、その後の手続については、前2項の規定を準用する。

6 乙は、検査及び引渡しに要する費用のほか、この契約の履行に要する費用を全て負担するものとする。

(賃料の請求及び支払)

第9条 甲は、契約書で定める賃料を乙に支払うものとする。ただし、下記の場合において、甲が乙に支払うべきその月分の賃料は、その月の暦日数に基づく日割計算によって算定した額とする。

(1) 機器の引渡日が月の途中である場合

(2) 甲が月の途中で契約の全部又は一部を解除した場合

(3) 乙の責めに帰すべき事由又は天災、火災、盗難、その他両者の責めに帰すことのできない事由により、甲が1か月のうち一部でも機器を使用できなかった場合

2 乙は、前項の賃料の当月分を翌月以降に、書面をもって甲に請求するものとする。

3 前項の請求は、甲が当月分の給付について行う検査に合格した後でなければすることができない。

4 甲は、前2項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に賃料を乙に支払わなければならない。

5 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、前項に規定する期間内に請求金額を支払わなかったときは、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第10条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期間の始期までに機器を引渡すことができないときは、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。

2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日を起算日として検査に合格する日までの日数(検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。)に応じ、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、履行期間の始期までに既にこの契約に基づく機器の一部の引渡しがあったときは、当該引渡しに係る部分に相当する賃料の額を契約金額から控除した額を契約金額として計算した額とする。

3 第1項の違約金は、賃料の支払時に控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

(機器の使用管理)

第11条 甲は、機器の利用説明書による使用方法に従い機器を使用しなければならない。

2 乙は、機器に乙の所有に属する旨の表示をするものとする。

3 乙は、引渡しと同時に履行期限まで機器の使用収益の権利が甲にあることを確約する。

(機器の修繕等)

第12条 機器に故障又は破損その他修繕の必要が生じた場合(通常の使用及び収益によって生じた機器の損耗並びに機器の経年変化を除く。以下同じ。)、甲は、乙に対し、遅滞なくその旨を連絡しなければならない。

2 乙は、前項の規定による連絡を受けた後、機器を甲の使用に供するため、速やかに取替え、補修その他の措置を講じなければならない。

3 前項に要する費用は全て乙の負担とする。ただし、修繕の必要が生じた事由が甲の責めに帰すべきものである場合は甲の負担とする。

4 甲は、第1項の場合において、第2項の措置によっても機器を甲の使用に供することができないときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(立入権)

第13条 乙は、その代理人、支配人その他の使用人を機器の納入、調整修理等のために機器の設置場所に立ち入らせることができる。

(他の機械器具の取付け及び機器の移転)

第14条 甲は、機器に他の機械器具を取付け、又は設置場所を変更するときは、あらかじめ乙の承諾を得るものとし、これに要する費用は、甲の負担とする。

2 乙は、前項の他の機械器具の取付けが機器の保守修理の費用を増大させ、所定の保守修理ができないとき、又は機器の正常円滑な操作若しくは機器の機能に支障を与えるものと判断したときは、これを承諾し

ないことができる。

(損害保険)

第15条 乙は、履行期間中の機器について、乙の名義で乙を被保険者とする乙所定の機器に対する損害保険を付保するものとし、その費用は乙の負担とする。

- 2 保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受領に関し、必要な一切の書類を乙に交付する。
- 3 乙は、前項の保険金を次の用途に使用するものとする。
  - (1) 機器を完全な状態に復元又は修理すること。
  - (2) 機器と同様な状態又は性能の同等物件と取り替えること。

(契約不適合責任)

第16条 引き渡された機器が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき(以下「契約不適合」という。)は、甲は、乙に対し、期間を指定して、当該機器の修補、代替物の納入若しくは不足分の納入(以下、これらを「追完」という。)又は契約金額の減額を求めることができる。

- 2 乙が前項の規定による追完に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者に追完させ、又はこの契約を解除することができる。
- 3 前2項の請求は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができない。
- 4 甲は、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、第1項及び第2項の請求をすることができない。ただし、乙が納入の時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 5 第1項及び第2項の請求について、民法第562条第1項ただし書は適用しないものとする。
- 6 第1項及び第2項の請求は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

(契約の変更)

第17条 甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。

- 2 前項の場合において、契約金額、履行期間その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、文書をもって定めるものとする。

(甲の解除権)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- (1) 履行期限までにこの契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な事由がないのに定められた期日までにこの契約の履行に着手しないとき。
- (3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
  - (1) この契約の締結又は履行について、不正があったとき。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他のこの契約の相手方として必要な資格を失ったとき。
  - (3) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。
  - (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。
  - (5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
  - (6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。

- (7) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第6条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨乙に対して請求したとき、又は同法第7条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約条項の一つにでも違反したとき。
- 3 甲は、前2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 4 乙は、第2項各号のいずれかに該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、第1項及び第2項の規定によるこの契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償の請求をすることができない。

（長期継続契約における契約の変更又は解除）

- 第18条の2 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の変更又は解除により損害を受けた場合は、甲に損害賠償請求をすることができない。

（反社会的勢力の排除）

第19条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。
- ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
  - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
  - ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
  - エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
- (3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (5) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。
- ア 暴力的な要求行為
  - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
  - オ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為
  - カ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）であって、甲から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為
  - キ その他アからカに準ずる行為

2 乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

- (1) 前項第1号から第3号の確約に反したことが判明した場合
- (2) 前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

(3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合

- 3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するものとする。
- 4 乙は、第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償の請求をすることができない。

(談合その他不正行為による解除)

第20条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき(独占禁止法第77条の規定により当該処分取消しの訴えが提起された場合を除く。)
- (2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。
- (3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償の請求をすることができない。

(解除に伴う措置)

第21条 乙は、甲が第18条第1項若しくは第2項又は第20条の規定により契約を解除した場合、機器の引渡しの前後にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 第2条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(賠償額の予定)

第22条 乙は、この契約に関して第20条第1項各号のいずれかに該当するときは、機器の引渡しの前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。なお、この契約が終了した後も同様とする。

- (1) 第20条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。
- (2) 第20条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。
- 3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第23条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲にこの契約の変更若しくは解除又は履行の中止の申出をすることができ

る。

- 2 甲は、前項の規定による申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(機器の撤去)

第24条 乙は契約期間が満了し、又はこの契約が解除されたときは、速やかに機器を撤去しなければならない。

- 2 機器の撤去に要する費用については、乙の負担とする。

(危険負担)

第25条 機器の引渡し前に生じた機器の滅失、損傷等については、乙が危険を負担する。

- 2 機器の引渡し前に生じた災害その他の甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって機器が滅失したときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、代金の支払を拒むことができる。

(乙の責務)

第26条 乙は、甲に対して機器の利用技術を指導するものとし、甲が目的とする対象業務が合理的・効果的に処理され、甲の業績向上が図られるよう支援に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第26条の2 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第26条の3 乙は、この契約を履行するに当たり、別記2「情報セキュリティに関する要求事項」を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第27条 この契約の締結に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(反社会的勢力からの不当介入等に対する措置)

第28条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

- 2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(疑義の決定)

第29条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

別記1

**個人情報取扱特記事項**

**(基本的事項)**

第1条 乙は、この契約を履行するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定されるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法令及び新潟市保有個人情報の適切な管理のための措置に関する要領（令和6年6月26日制定）を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

**(秘密の保持)**

第2条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

**(収集の制限)**

第3条 乙は、この契約の履行に当たって個人情報を収集するときは、この契約の履行に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

**(適正管理)**

第4条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約を履行するに当たり、個人情報の管理責任者を選任し、事務従事者の管理体制等必要事項について、甲へ書面で報告しなければならない。

**(利用及び提供の制限)**

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

**(複写又は複製の禁止)**

第6条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

**(資料等の返還等)**

第7条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

**(従事者への周知)**

第8条 乙は、この契約の履行に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

**(実地調査)**

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約の履行に当たり、取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

**(事故報告)**

第10条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

**(指示)**

第11条 甲は、乙がこの契約の履行に当たって取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

**(契約解除及び損害賠償)**

第12条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

別記2

**情報セキュリティに関する要求事項**

**(目的)**

第1条 情報セキュリティに関する要求事項（以下「本要求事項」という）は、甲の情報セキュリティ対策を徹底するために、新潟市情報セキュリティポリシーに基づき、乙が遵守すべき行為及び判断等の基準を規定する。

**(用語の定義)**

第2条 本要求事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号のとおり新潟市情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

(1) 情報資産

次の各号を情報資産という。

ア 情報ネットワークと情報システムの開発と運用に係る全ての情報及び情報ネットワークと情報システムで取り扱う全ての情報（以下「情報等」という。）

イ アの情報等が記録された紙等の有体物及び電磁的記録媒体（以下「媒体等」という。）

ウ 情報ネットワーク及び情報システム（以下「情報システム等」という。）

(2) コンピュータウイルス

第三者のコンピュータのプログラム又はデータに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムのことであり、自己伝染機能、潜伏機能、発病機能のいずれか一つ以上を有するものをいう。

(3) 一般管理区域

施設内において職員が執務を行う区域を指し、市民等の来庁者が使用する区域は含まない。

(4) 情報セキュリティ管理区域

庁内ネットワークの基幹機器及び情報システムのサーバ等を設置し、当該機器及びサーバ等に関する重要な情報資産の管理及び運用を行うため、情報セキュリティ上、特に保護管理する区域を指す。

**(情報資産の適正管理)**

第3条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産を適正に管理しなければならない。

**(情報資産の適正使用)**

第4条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、業務の範囲を超えて使用することがないよう、適正に使用しなければならない。

**(情報資産の適正保管)**

第5条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、不正なアクセスや改ざん等が行われないように適正に保管しなければならない。

**(情報資産の持ち出し・配布)**

第6条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、甲が承諾した場合を除き、その情報資産を、提供等を受けた部署以外に提供してはならない。

2 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を搬送する場合、不正なアクセスや改ざん等から保護すると同時に、紛失等が発生しないよう十分に注意して取り扱わなければならない。

3 乙は、甲から提供等を受けた情報資産のうち、特に重要な情報資産を搬送する場合、暗号化等の措置をとるものとし、暗号化に用いた暗号鍵は厳格な管理を行わなければならない。

4 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を甲の庁舎外（出先機関を含む新潟市庁舎の外部のことをいう。以下同じ）へ持ち出す必要がある場合、事前に甲の許可を受けなければならない。この場合、日時及び持ち出し先を明確にしなければならない。

**(情報資産の持ち込み)**

第7条 乙は、業務上必要としない情報資産を甲の庁舎内（出先機関を含む新潟市庁舎の内部のことをいう。以下同じ）へ持ち込んで서는ならない。

2 乙は、情報資産を甲の庁舎内へ持ち込む場合は、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

**(情報資産の廃棄)**

第8条 乙は、第2条第1項第1号イに掲げる情報資産の廃棄、賃貸借期間満了時の返却及び故障時の交換（以下「廃棄等」という）をする場合、事前に甲の許可を受けなければならない。

2 前項の廃棄等の方法は、総行情第77号「情報システム機器の廃棄時におけるセキュリティの確保について」（令和2年5月22日総務省自治行政局地域情報政策室長）の例により情報を復元できないように措置を講じなければならない。

3 乙は、前項の措置を講じる場合は、廃棄等の日時、作業事業者名、作業責任者名、処分方法及びシリアルナンバー等処分機器が特定できる情報等を明確にし、その廃棄等の内容を証するものを作成し、甲に提出しなければならない。

**(機器の管理)**

第9条 乙は、システムの開発や運用に必要となるコンピュータ等を甲の庁舎内に持ち込む場合は、コンピュータ等に管理番号シールを貼り付ける等により所掌を明らかにしなければならない。

2 乙は、コンピュータ等を甲の庁内ネットワークに接続する際には、事前に甲の許可を受けなければならない。

3 乙は、乙の作業従事者が所有するコンピュータ等を、甲の庁内ネットワークに接続してはならない。

**(機器の持ち出し)**

第10条 乙は、一旦甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を、甲の庁舎外に持ち出す場合は、事前に甲の許可を得なければならない。

2 乙は、許可を受けてコンピュータ等を甲の庁舎外に持ち出す場合、業務に必要な情報以外を持ち出してはならない。

3 乙は、委託業務の終了等に伴い、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を撤収する場合についても、第8条と同様とする。

**(機器の持ち込み)**

第11条 乙は、業務上必要としないコンピュータ及び周辺機器（以下「コンピュータ等」という）を甲の庁舎内へ持ち込んで서는ならない。

2 乙は、コンピュータ等を甲の庁舎内へ持ち込む場合は、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

**(機器の廃棄)**

第12条 乙は、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を廃棄する場合についても、第8条と同様とする。

**(コンピュータウイルス対策)**

第13条 乙は、コンピュータウイルスの感染を防止するため、必要に応じて対策ソフトによるウイルス検査を行わなければならない。このとき、電磁的記録媒体を使用してファイルを持ち出し及び持ち込む際には、特に注意してウイルス検査を行わなければならない。

**(開発環境)**

第14条 乙は、情報システムの開発又はテストにおいて開発環境と本番環境を切り分けるものとする。ただし、開発作業による本番環境への影響が少ない場合で、甲が特に指示した場合は、この限りではない。

**(試験データの取扱)**

第15条 乙は、システム開発又はテストにおいて本番データを使用する際には、事前に甲の許可を得なければならない。

**(一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域における入退室)**

第16条 乙は、一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域（以下「一般管理区域等」という）に入室する際及び入室中には、名札を着用しなければならない。

2 乙は、特別な理由がない限り、一般管理区域等を擁する施設の最終退出者となつてはならない。

**(搬入出物の管理)**

第17条 乙は、一般管理区域等における、不審な物品等の持ち込み、機器故障又は災害発生を助長する物品等の持ち込みや、機器・情報の不正な持ち出しを行ってはならない。

2 乙は、情報セキュリティ管理区域における搬入出物を、業務に必要なものに限定しなけ

ればならない。

**(作業体制)**

第18条 乙は、甲に作業従事者名簿を提出し、責任者及び作業従事者を明確にしなければならない。

**(報告書・記録等の提出)**

第19条 乙は、委託業務に関する作業、情報セキュリティ対策の実施状況及び特定個人情報に係る安全管理措置の遵守状況について、甲に対し報告書を提出しなければならない。

2 乙は、甲の庁内ネットワーク及び甲が所掌する情報システムを使用してこの契約を履行する場合、甲に対し情報システムの使用記録及び障害記録を提出しなければならない。

**(情報資産の授受)**

第20条 乙は、甲と情報資産の授受を行う場合は、甲が指定する管理保護策を実施しなければならない。

**(教育・訓練への参加の義務)**

第21条 乙は、甲が指示する情報セキュリティ教育及び訓練に参加し、甲が定める情報セキュリティポリシー等を理解し、情報セキュリティ対策を維持・向上させなければならない。

**(検査・指導)**

第22条 乙は、甲が乙の情報セキュリティ対策の実施状況及び特定個人情報に係る安全管理措置の遵守状況を検査・指導する場合は、検査に協力するとともに指導に従わなければならない。

2 乙は、甲の庁舎外で委託業務を行う場合は、甲の情報セキュリティ水準と同等以上の水準を確保するとともに、その管理体制を甲に対し明確にしなければならない。

**(事故報告)**

第23条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

**(指示)**

第24条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、その内容が不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

**(契約解除及び損害賠償)**

第25条 甲は、乙が本要求事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

**(疑義等の決定)**

第26条 本要求事項について疑義が生じたとき又は本要求事項に定めのない事項については、甲乙協議の上で決定する。

## 一般競争入札参加申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

(申請者) 所在地  
称号又は名称  
代表者氏名

(押印不要)

下記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

### 記

項目	摘要
入札公告年月日	令和6年10月17日
公告番号	新潟市契約公告第51号
調達物品名	ふるまち庁舎デジタル複合機賃貸借
競争入札参加資格者 名簿への登録	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 申請中 業者コード:
添付書類	・秘密保持誓約書(様式第2号) ・供給機器に関する保守等の体制調書(様式第3号) ・機能証明書(機器等明細一覧)(様式第4号) ・その他( )
連絡先	担当者
	電話
	F A X
	e-mail

## 秘密保持誓約書

\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)は、「ふるまち庁舎デジタル複合機貸借 (以下「本件」という。)」の秘密保持に関し新潟市 (以下「甲」という。)に対し次のとおり誓約します。

(目的)

第1条 この秘密保持誓約書 (以下「本誓約」という。)は、甲が本件において開示した情報の秘密保持について誓約するものです。

(秘密情報)

第2条 本誓約において秘密情報とは、甲から乙に対して明確に秘密と指定されて開示される本件の仕様書等の情報で、公には入手できない情報とします。

(適用除外)

第3条 前条にかかわらず、本誓約に関して次の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。

- (1) 公知の情報
- (2) 甲から乙が開示を受けた後、乙の責によらないで公知となった情報
- (3) 開示について甲の書面により事前の許可がある場合

(秘密保持)

第4条 乙は、甲から開示された秘密情報を第三者に対して開示又は漏洩しません。また、第三者への秘密情報の開示が真に必要な場合は、乙はあらかじめ甲の書面による承諾を得ることとします。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、秘密情報を本件のため必要な限りにおいて利用できるものとし、本件以外の目的には一切使用又は利用しません。

(情報の返還)

第6条 乙は、本件の履行完了後、甲から開示・提供を受けた秘密情報 (甲の事前の承諾を得て作成した複製物を含む) を直ちに返還します。ただし、甲から別途廃棄等の指示を受けた場合は、その指示に従います。

(損害賠償)

第7条 乙が本誓約に違反して秘密情報を外部に漏洩し、又は外部に持ち出したことで甲が損害を被った場合、甲は乙に対して損害賠償を請求し、かつ甲が適当とする必要な措置を採ってもかまいません。

(協議事項)

第8条 本誓約に定めのない事項に関しては、別途甲と協議の上、円満に解決を図ります。

誓約日 年 月 日

(乙) 所在地  
称号又は名称  
代表者氏名

(押印不要)

## 供給機器に関する体制調書

商号又は名称

### 1 保守作業の体制について、該当する番号に○印で囲むこと。

- (1)新潟市総務部総務課から故障等の連絡があった場合、迅速に対応をとることが可能です。
- (2)新潟市総務部総務課から故障等の連絡があった場合、迅速に対応をとることができません。

※「迅速に対応」とは、24時間365日連絡を受けられる態勢を確保し、平日の午前9時から午後4時までの間は新潟市総務部総務課の連絡から90分以内に対応を開始し、それ以外の時間帯は翌業務日の午前9時までに対応開始することをいう。

### 2 保守作業の体制について

項目	体制	備考
技術支援業者名称(※)		法人名を記入
所在地(※)		所在地を記入
当社との関係(※)		直営・協力
技術スタッフ数	人	スタッフ数を記入
常時対応可能なスタッフ数	人	スタッフ数を記入
作業着手までの所用時間	時間	時間を記入
緊急時の技術員派遣体制		有・無

※保守業務を第三者に委託する場合は、委託先の情報について記載すること。保守を第三者に委託しない場合は、「直営で実施」と記載すること。

### 3 対応スタッフの取得資格等について

資格等の名称	取得人数
	人
	人
	人
	人
	人

※「取得資格等」とは、マイクロソフト認定技術資格試験MC P、CompTIA PDI+資格のほか、保守対象のハードウェア及びソフトウェアメーカー認定資格や経済産業省 情

報処理技術者資格等をいう。

4 プライバシーマークの認定又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証取得について、該当する番号を○印で囲むこと。

(1) プライバシーマークの認定又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証取得をしています。

認証登録番号：

(2) プライバシーマークの認定又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証取得をしていません。

5 過去5年間に於ける本業務と同様な契約実績について、該当する番号に○印で囲むこと。  
なお、(1)の場合は、契約実績を記入すること。

(1) 本業務と同様な契約実績があります。

契約期間	契約締結先	契約内容 (機器名称等)	契約金額 (総額)

※「一般競争入札参加申請書」の提出日から起算して5年以内に履行が完了した契約の記載を原則とするが、履行中の契約についての記載も認める。いずれの場合も、本市が契約締結先に履行状況について確認する場合がある。

(2) 本業務と同様な契約実績がありません。

年 月 日

所在地  
称号又は名称  
代表者氏名

(押印不要)



## 質 疑 書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(押印不要)

(担当者

)

(電話番号

)

(ファックス番号

)

1 公告番号 新潟市契約公告第51号

2 件 名 ふるまち庁舎デジタル複合機賃貸借

### 質 疑 事 項

- 注1 この質疑書は、仕様書等について質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。
- 注2 提出期限は令和6年10月30日（水）午後5時です。提出期限を過ぎた場合は受理しません。
- 注3 回答は、提出期限後6日以内に新潟市財務部契約課ホームページ内の一般競争入札公告一覧に掲載します。

# 入札（見積）書

年 月 日

新潟市長様

住 所

氏 名

印

受 任 者

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札（見積）条件を承認のうえ  
入札（見積）いたします。

金 額					… (A) + (B) の金額を記載 ※端数処理は行わない
履 行 場 所	新潟市中央区古町通7番町1010番地				
品 名	印刷種別	単価	使用予定枚数 (3か月分)	単価×使用予定枚数 ※端数処理は行わない	
フルカラー複合機 8台 モノクロ複合機 16台	カラー		549,000	(A)	
	白黒		1,731,000	(B)	

(注1) 入札（見積）額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

(注2) 印刷種別の白黒は、フルカラー複合機からの白黒印刷を含むものとする。

# 入札（見積）書

新潟市入札参加資格申請で登録している所在地、名称及び代表者を記載し、登録している「使用印」を押印してください。  
(委任状を提出する場合は、社印・代表者印は省略できます)

〇〇年〇〇月〇〇日

新潟市長様

住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町  
〇〇丁目〇〇番〇〇号

氏名 △△株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇 (印)

・代表者本人が入札する場合は記入不要です。  
・委任する場合は、受任者名を記入し、委任状と同じ印を押印してください。

受任者 〇〇 〇〇 (印)

新潟市契約規則及びこれに基づく入札（見積）条件を承認のうえ  
入札（見積）いたします。

(A) + (B) の金額を記載してください。

金額	34,234,590		… (A) + (B) の金額を記載 ※端数処理は行わない	
履行場所	新潟市中央区古町通7番町1010番地			
品名	印刷種別	単価	使用予定枚数 (3か月分)	単価×使用予定枚数 ※端数処理は行わない
フルカラー複合機 8台 モノクロ複合機 16台	カラー	23.45	549,000	(A) 12,874,050
	白黒	12.34	1,731,000	(B) 21,360,540

(注1) 入札（見積）額は消費税を含まない。

(注2) 印刷種別の白黒

カラー、白黒それぞれの  
契約希望単価（税抜）を  
小数第二位まで記載し  
てください。

使用予定枚数は3か月分の  
枚数（固定）です。  
カラー … 549,000  
モノクロ … 1,731,000

単価×使用予定枚数を  
記載してください。  
端数処理は行わないで  
ください。

# 委 任 状

年 月 日

新 潟 市 長 様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者	住 所	
	氏 名	印

受 任 者	氏 名	印
-------	-----	---

記

件 名      ふるまち庁舎デジタル複合機賃貸借

# 委任状

年 月 日

新潟市長様

新潟市入札参加資格申請で登録している所在地、名称及び代表者を記載し、登録している「使用印」を押印してください。

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住所 ○○県○○市○○区○○町  
○丁目○○番○○号

氏名 △△株式会社

代表取締役 ○○ ○○

印

受任者 氏名 ○○ ○○

印

記

件名 ふるまち庁舎デジタル複合機賃貸借